条例による個別指定制度に係る市民意見募集で寄せられた御意見と本市の考え方

1 制度の導入全般に関する意見<38件>

(1) 肯定的な意見<24件>

意見の要旨

個別指定制度は認定 NPO 法人になるための敷居 が低くなり大変ありがたい。

自由に使える資金があればもっといろいろな活動ができる。この新しい制度は有意義なものになる。

寄附する市民もその団体の活動に注目して協力 することもあるだろうし,団体も寄附してもらった ことに感謝して活動を更に活発化するであろう。

認定NPO法人を申請し、団体の質的向上を進め、 寄附者にも税制控除があることは納税者と寄附受 理団体双方にとって意思を反映することができる 大きなメリットである。

多くの団体が質的向上をめざし、 寄附者と現場が 真の意味でつながることを願う。

地域で社会的公益活動をしている団体を支援していくことで将来的に有益な社会になっていくと 思うので是非施行すべきである。

市民活動団体を「寄附」という方法で応援し、社会問題の解決に向けて貢献する人が、今回の個別指定制度による市民活動団体数の増加によって増えれば良い。

審査基準が明確になると,団体の課題も明確になり,次なるステップを目指しやすいと考える。

市民活動が活発となるように支援するという,大きな枠組みとしてはとても良いことだと思う。

個別指定制度が,多くの市民が寄附やボランティアなど様々なかたちで市民活動に参加する機会を提供するとともに,社会全体で市民活動を支えていく機運を醸成していく起点になれば良い。

行政がすべてを担えない中、NPOを支援することは必要である。

NPOが公共的活動の一翼を担うことは大切。その意味で今回の内容には賛同する。

本市の考え方

特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)をはじめとする市民活動団体は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。これらのNPO法人等が、継続的・安定的な活動を展開していくためには、広く市民から支援を受けられる環境を整備することが必要です。

制度の導入に賛同いただいた御意見を踏まえ、N PO法人に対する寄附を促進し、また、認定NPO 法人への移行の促進を図るため、個別指定制度に係 る基準や手続等を定める条例を策定し、運用してま いります。

意見の要旨

地域における様々な課題を解決していくうえで、 NPO法人等が果たす役割は重要になってきており、その自立的な活動に向け、広く市民から支援を 受けられる環境を整備することは賛成である。

NPO法人が継続的・安定的に活動するためには、市民からの寄附が一定必要であり、このような環境整備は有用。ぜひ条例を制定してほしい。

法改正に伴い個別指定制度を新たに設定することは、広く市民に寄附社会を広げることとなり、真の意味での市民活動が拡がる社会が生まれる。

認定が身近な自治体で行われることになったことと並んで、今回の条例による個別指定制度の導入は、非常に時宜を得た取組である。

この制度は、地域に貢献しているNPOを地域の 住民が支えるきっかけづくりとなるもので期待し ている。

認定 NPO への大幅な認定要件の緩和は大いに評価できる。

地域社会に貢献する NPO 法人が,市民からの寄附によって支えられるよう,この制度が後押しになってほしい。

条例による個別指定制度の根本的な考え方については賛成。2000円の寄附金控除の適用下限もない方が良い。

個別指定制度が導入されると,市民の寄附意識が高まり,本当の意味の市民活動が発展する。

寄附するためにはNPO活動を知る必要があり、 知ることでどの事業に寄附をしていくかを考える ようになり、市民とNPOの協働が始まる。

自治体が独自に条例で定める NPO 法人への寄附によって税額控除が受けられることは、市民活動支援環境の整備や寄附文化の醸成にとって望ましい。

基本的考え方や制度,要件についてはかなりシンプルで,「少し頑張れば」かなりの数の市内法人がこの要件を満たすものと思う。

本市の考え方

特定非営利活動法人(以下「NPO法人」といいます。)をはじめとする市民活動団体は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。これらのNPO法人等が、継続的・安定的な活動を展開していくためには、広く市民から支援を受けられる環境を整備することが必要です。

制度の導入に賛同いただいた御意見を踏まえ、NPO法人に対する寄附を促進し、また、認定NPO法人への移行の促進を図るため、個別指定制度に係る基準や手続等を定める条例を策定し、運用してまいります。

【要望的な意見】 < 9件>

意見の要旨

市民団体がより活動しやすくなるような制度にしてほしい。

個別指定制度が NPO 法人にとってわかりやす く,受け入れられやすい内容となり,京都の市民活 動が盛り上がることを期待したい。

要件緩和はありがたいが、認定されることによって事務量が増えると聞いており、抜本的な対策が必要である。

説明を聞かなければ記載できないのが現状であり,今以上に丁寧なサポートをお願いしたい。

市民が寄附しやすく,法人にとっても寄附が集めやすくなるよう,十分な周知とシンプルな制度となることを願う。

指定法人等の周知や申請書類・手続の簡素化等の 環境整備もしつかり行っていく必要がある。

京都市民のために頑張ってくれる NPO 法人を支援できる制度にしてほしい。

京都の子どもたちを守ること,暮らしに関する活動そういった分野に優先されるような独自性のある条例を期待したい。

どんなNPOを育てたいのか、増やしたいのか、 市としてイメージがされているとなお良い。

本市の考え方

少しでも多くのNPO法人がチャレンジできる よう、シンプルでわかりやすい基準としています。

申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度 の活用の推進に必要なことと考えており、本市所轄 法人の場合、本市に既に提出している書類を申請書 類から省略することとしています。

また、府市で書式や関係書類の共通化を図るなど、可能な限り、NPO法人の事務負担の軽減を図ってまいります。

公益要件として、「申出法人の活動が地域社会の 課題の解決に役立つものであること」等の基準を設 け、地域社会に支持され、住民の福祉の増進に寄与 する活動を行う法人が指定の対象となるような制 度設計としています。

【その他の意見】 < 5件>

| 意見の要旨 | 本市の考え方 |
|---------------------------|-------------------------|
| 根本となる国の制度が中途半端であり、この条例 | 制度概要のリーフレットや手引書等を作成する |
| 自体も中途半端な制度となっている。 | など,より多くの方に制度を知っていただき活用い |
| 明快な指導や解説ができない制度は意味がなく、 | ただけるよう、積極的な周知を図ってまいります。 |
| 子供にでも理解できるような制度を作ってほしい。 | |
| NPO法人がどのような活動をしているのか市 | 市民からの寄附を促進するためには, NPO法人 |
| 民にはわかりにくく、制度自体が必要なのかどうか | の活動を広く発信していくことが重要であり,指定 |
| 判断できないところがある。 | された法人について、インターネット等による情報 |
| | 発信を行ってまいります。 |
| 寄附者が多くなり寄附を集めやすくなるとは思 | 御意見・御要望につきましては、制度運用の際の |
| わない。個人からの寄附は、金額が低く税控除もあ | 参考とさせていただきます。 |
| まりなく、確定申告の作成ができない人も多い。 | |
| 個人市民税の寄附金控除に関して、もっとわかり | |
| やすく, 簡単な処理を明確にしなければ, 市民の寄 | |
| 附は進まないと考える。 | |

2 指定基準に関する御意見<28件>

【基準全般に係る意見】 < 6件>

| 意見の要旨 | 本市の考え方 |
|-------------------------|-------------------------|
| 社会環境の変化に適応して改善していくような | 指定基準については、NPOや有識者等の御意見 |
| 柔軟な姿勢を持ってほしい。 | を参考に検討を進めてきたものですが、御意見・御 |
| 指定基準については、概ね妥当。ただし、他都市 | 要望につきましては、制度運用の際の参考とさせて |
| の状況や運用状況による見直しが必要である。 | いただきます。 |
| 指定基準の各要件については, 先行事例よりも厳 | |
| しいものとならないように定めてほしい。 | |
| 指定基準は市民とNPO法人双方のニーズに合 | |
| 致するものとすべきである。 | |
| 指定基準は明瞭に公表してほしい。 | 手引書等を作成するとともに、制度内容や指定基 |
| 基準が厳しすぎる。条件のどれをクリアしたらよ | 準等に関する情報をホームページ等で発信してま |
| いのか複雑すぎてよくわからない。 | いります。 |

【運営要件に係る意見】<8件>

意見の要旨

京都市内にどんな形でも事務所さえあれば,指定 基準を満たすのか。

京都市以外に拠点を持つ法人は対象外になるのか。

会員等特定の者に対する共益的活動が半分未満という条件は、その割合が何で判断されるのか。会員制を取っている NPO 法人の場合、「対象が広く」という観点からでなく「広く社会的な課題の解決にあたっている」という観点でお願いしたい。

「申出法人の公開している内容が適正であることを市長が別に定める団体により確認されていること」とあるが、市長が別に定める団体とはどのようなところを想定しているのか。指定する団体によって、申請団体が不利益を被ることはないのか。

「インターネットの利用その他の適切な方法により情報が公開されており、かつ、当該情報の内容が適正であることについて確認されていること」とあるが、「適切な方法」、「内容が適正」について、具体的にどのような方法であり、どのような内容を公開するものなのか。

申出法人に関する情報がインターネットに適切に公開されていることについて、HPのみに内容が正しいことが確認されるだけで良いのか。特定のサイトなどに掲載されていることが条件になるのか。

チェック機能を果たす団体があるならば, その団体の明確化と当該団体のチェックも必要ではないか。

「当該情報の内容が適正であることについて市 長又は市長が定める団体により確認されているこ と」とは、どのような団体が、どのような方法で確 認するのか。審査をする団体の選定方法や具体的な 確認方法を明確にする必要がある。

本市の考え方

NPO法人が行う活動の効果が市税の控除に見合うものとする観点から、京都市域を越えて全国的に活動するNPO法人についても、京都市内で活動を行っており、京都市民の福祉の増進に寄与している活動であることが認められれば対象としたいと考えております。

NPO法人の行った事業活動に係る事業費の額, 従事者の作業時間数その他の合理的な指標により その割合を判断することになります。

情報公開については、「申出法人に関する事業報告書や計算書類、定款等をインターネットの利用その他の適切な方法により公開していること」を条例及び規則で定めています。

なお,情報公開の内容の確認については,京都市 が申請後に行うこととし,公開情報が適正であるか どうかを確認する団体は設けないこととしました。

| ** | \Box | | -111 | - |
|----------------|--------|-----|-------------|----------|
| \blacksquare | | (/) | 典 | \equiv |

事業費や会員数,ボランティア等の指標は,寄附 金控除の対象としてよりふさわしいNPO法人が 指定できるよう,実際の制度の運用状況を踏まえ, 柔軟に見直しができる仕組みにするべきである。

地域に密着した小規模な法人が個別指定制度を受けやすくしてほしい。

寄附実績はできるだけバリアーの低い形でお願いしたい。実際は,指定を受けて寄附金活動を積極的に行っていくことになる。

ボランティアやインターンの在り方は多様であるが、団体それぞれの独自解釈で良いのか。

ボランティアスタッフの定義を明確にすること が必要である。無給(無償)スタッフ=ボランティア と捉えている団体もある。

ボランティアスタッフ等の活動実績をどのよう な方法で検証するのか。無給事務局職員の扱いはど うなるのか。(職員には専従, 非専従ともある。)

「地域社会と関係を有しながら」とは、地縁組織と恊働してという限定的なものなのか、地縁組織、各種団体、住民等と広く連携、協力、参加した緩やかなつながりで取り組むことでも良いのか。

第三者が活動を評価する方法は、法人自身が設置する評価委員会等では事実上骨抜きになってしまうことが危惧されるため、「市長又は市長が別に定める団体」による評価を受け入れる等、真に第三者であることが明確である要件にしてはどうか。

第三者が活動を評価する方法とあるが,第三者と はいずれかの団体が引き受けられるのか。

第三者評価は,公明性を持つことが必要である。

第三者が活動を評価する方法によりとあるが,第 三者はどのような方法で選定され,評価方法の妥当 性をどのように確認するのか。

「第三者評価」とは何を意味するのか。また、「仕組みを有する」の基準や判断はどうなるのか。

本市の考え方

指定基準については、NPOや有識者等の御意見を参考に検討を進めてきたものですが、御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。

国の基準(3,000円以上の寄附者が年度当たり100人以上)について,地域性を加味した独自の基準により緩和することで,認定可能なNPO法人数を増やし,寄附先として多様な選択肢を確保したいと考えています。

市民等からの支持を示す基準において, 寄附金の 代替として, 無償の労力提供も認めることとしてい ることから, 無償の労力の提供により特定非営利活 動を行う場合は, 原則として該当するものと考えて おります。

なお, 寄附者名簿と同様に, 無償労力提供者に係る名簿を作成していただくことを考えております。

地縁組織に限るものではなく, 申出法人以外の団体と協働して地域の課題の解決に資する活動を行っている場合なども該当するものと考えています。

第三者による活動の評価が恣意的なものでなく, 公正かつ透明性のあることは重要であることから, 特定非営利活動の評価を事業として行っている団 体や,特定非営利活動に関する学識経験者が評価す ることとしております。 「会員」の定義を明確にすべきである。正会員や 賛助会員のほか、マンスリーサポーター制度などを 導入する団体もある。 条例及び規則において指定基準における「会員」に ついて定義しています。

国際協力を行っている NPO 法人は対象外となるのか。

NPO法人が行う活動の効果が市税の控除に見合うものとする観点から、京都市域を越えて全国的に活動するNPO法人についても、京都市内で活動を行っており、京都市民の福祉の増進に寄与している活動であることが認められれば対象としたいと考えております。

3 制度の説明及び周知に関する御意見<12件>

意見の要旨

NPO 法人,市民それぞれにどんなメリットがあるのかをわかりやすく示す必要がある。

税制優遇があると寄附しやすくなるかもしれないが、そのためには制度説明など情報提供が重要である。

広く市民にこの制度を周知していくことにより NPO 法人の意識の向上,活性化が生まれる。

個別指定と認定との関係が複雑でわかりにくいため,NPO法人,市民共に十分な周知を願いたい。

制度の内容そのものが難解。わかりやすく市民に伝えなければ、寄附は集まらないのではないのか。

意見記入の用紙を読んだだけでは、一般市民が寄附をしようとする気になるかは大いに疑問がある。

制度の認知度を上げていくことも重要である。

複雑に感じたため、まずは簡潔に広報願いたい。

税制優遇措置の拡充による税額控除例に,改正前の具体例が書いてあると優遇措置が実感しやすい。

個人が認定 NPO 法人に 10,000 円寄附した場合 の税額控除例があるが, 4,000 円の税額控除が税金 にいくら影響を及ぼすのかわからない。

4,000円の税額控除例として,世帯収入400万円, 200万円の例を示してほしい。

寄附金に関する税制優遇制度についての意見を 書けばよいのか,条例による個別指定制度の指定基 準について書けばよいのか分からず難しかった。 本市の考え方

制度概要のリーフレットや手引書等を作成する など、より多くの方に制度を知っていただき活用い ただけるよう、積極的な周知を図ってまいります。 また、インターネット等での情報発信を通じて、 広く市民の方に制度の周知を図ってまいります。

御意見・御要望につきましては、制度運用の際の 参考とさせていただきます。

4 申請書類や申請手続など制度の運用に関する御意見<6件>

| 意見の要旨 | 本市の考え方 |
|-------------------------|-------------------------|
| 事務や会計の専門家ではない会員が担当してい | 申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度 |
| る団体も多いため、団体にとって利用しやすい制 | の活用の推進に必要なことと考えており,本市所轄 |
| 度、簡単な分かりやすい手続にしてほしい。 | 法人の場合,本市に既に提出している書類を申請書 |
| NPO の現場の実情から、可能な限り実務の簡素 | 類から省略することとしています。 |
| 化と申請書類の簡潔さを願う。 | また、府市で書式や関係書類の共通化を図るな |
| 提出書類の多さや手続の繁雑さが申請のネック | ど,可能な限り,NPO法人の事務負担の軽減を図 |
| にならないような配慮が大切である。 | ってまいります。 |
| 寄附金控除を受けるために必要な手続や相談窓 | 御意見・御要望につきましては、制度運用の際の |
| 口などをわかりやすくお知らせすることが必要で | 参考とさせていただきます。 |
| ある。 | |
| NPO 法人を個別に条例で指定するとなると、頻 | |
| 繁に条例を改正する必要が生じ、また、法人名や主 | |
| たる所在地が変わるだけで条例改正が必要となる | |
| など、かなり重い運用となることが懸念される。 | |
| 指定基準を可能な限り府市共通にしているとの | 市民税と府民税ともに税額控除ができるよう京 |
| ことであれば、審査会も府市合同にする、あるいは | 都府とも協調して、指定基準や手続等の検討を進め |
| 府の審査会は市の審査会の結論を尊重するように | てきており、御意見・御要望につきましても、制度 |
| するなど、余計な手間は省くようにすべきである。 | 運用の際の参考とさせていただきます。 |

5 指定法人等の周知に関する御意見<8件>

意見の要旨

指定された NPO 法人を広く周知していくことが 必要である。

京都市からもNPO法人の活動を積極的に市民 に発信してほしい。

NPO法人自身が自らその活動を発信していかないと、市民には届かない。

NPO法人の活動をもっと広く国民に知らせる 仕組が必要ではないか。そうでないと寄附したくて も選択の機会がない。

京都市内には多くのNPO法人がある一方、どのような団体があり、どのような活動をしているのか市民にあまり知られていない。市民しんぶんや市HP等の広報媒体でPRしていくことが必要であり、こうした周知により市民がNPO活動に関心を持ち、寄附行動にもつながっていく。

活動がもっと明確にわかるような努力も市民活動団体には必要であり、その情報開示がなければ、この制度も利用しにくいと考える。

寄附までのコスト(認定団体をさがして,審査して,お金払ってというコストは控除分に見合うか)を下げる仕掛けが欲しい。

認定団体(候補)の一覧が、市のHPに公開されていて、「ここに応援したいな」と思ったら、ワンクリックで寄附できる。また、「あと10人で認定」と寄附者が見てわかる等の仕掛けが欲しい。

本市の考え方

京都市は、条例による指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該NPO法人に係る基本的な情報を公表することとしています。

また、条例による指定を受けたNPO法人は、定 款や事業報告書等をインターネットの利用その他 の適切な方法により公表しなければならないこと としています。

NPO法人に対する市民からの寄附を促進するとともに、寄附を受けるNPO法人としての説明責任を果たしてもらうためには、法人の活動を広く発信していくことが重要であり、専用ポータルサイトの設置など、インターネット等による情報発信を進めてまいります。

御意見・御要望につきましては、制度運用の際の 参考とさせていただきます。

6 税制上の優遇措置(税額控除)の視点からの御意見<6件>

| 6 祝利上の後通信直(祝観控味)の税品からの御息見くり件> | | | |
|-------------------------------|--------------------------|--|--|
| 意見の要旨 | 本市の考え方 | | |
| 指定するということは税収の一部がNPOにま | 指定されたNPO法人は税控除の対象となるこ | | |
| わるということであるため、指定の要件は満たして | とから、指定基準への適合や適正な運営の確保のた | | |
| いても、その団体の運営や事業が適当なものかを常 | めに必要と認める場合等には、指定法人に対する報 | | |
| に見続けなければならない。 | 告聴取や立入検査,改善命令等の規定を整備すると | | |
| 指定される NPO 法人の情報開示や運営体制への | ともに, 虚偽申出等を行った場合の罰則を定めてい | | |
| 厳格な指導を行ってほしい。 | ます。 | | |
| 税控除につながるものであり, 適正な運営体制な | | | |
| どの基準をクリアすることは必要である。 | | | |
| 指定されたNPO法人は, 税の優遇を受けること | 京都市は、条例による指定があったときは、イン | | |
| になることから、活動が寄附金を受け入れるのにふ | ターネットの利用その他の適切な方法により,当該 | | |
| さわしいものであることを広くわかりやすく説明 | NPO法人に係る基本的な情報を公表することと | | |
| していく必要がある。インターネットの利用による | しています。 | | |
| 情報公開など、多くの人が情報を入手しやすく、ま | また、条例による指定を受けたNPO法人は、定 | | |
| たチェックもできる環境づくりを進めてほしい。 | 款や事業報告書等をインターネットの利用その他 | | |
| 税の控除を受けるための制度であれば、実際に指 | の適切な方法により公表しなければならないこと | | |
| 定される法人は、活動はもちろん運営面も含めて、 | としています。 | | |
| 市民に対して説明責任が果たせる法人であってほ | NPO法人に対する市民からの寄附を促進する | | |
| しい。 | とともに、 寄附を受けるNPO法人としての説明責 | | |
| | 任を果たしてもらうためには、法人の活動を広く発 | | |
| | 信していくことが重要であり、専用ポータルサイト | | |
| | の設置など、インターネット等による情報発信を進 | | |
| | めてまいります。 | | |
| 税金の控除率を現在の案より増やしてほしい。 | 御意見・御要望につきましては、制度運用の際の | | |
| | 参考とさせていただきます。 | | |

7 寄附文化の醸成に向けた取組に関する御意見<15件>

意見の要旨

NPO等が地域の課題解決や活性化に向けた活動をしていることを市民や事業者等に広く知らせ、こうした活動への寄附が社会的な課題を解決するための有効な手段の一つであるとの認識を広げてほしい。

社会全体が NPO の存在意義,活動を理解して, 社会全体として必要欠くべからざるセクターであ ることの周知を図ってほしい。

NPO 法人等が社会の様々な課題解決に向けて重要な役割を担うこと、また、それを支えるのは市民であることが十分に浸透していない。「寄附文化」として定着するには、かなりの時間といわゆる啓発活動、そして制度的な整備が不可欠である。

寄附することが個人や社会にどういったメリットを与えるかについて周知し,理解を得る必要がある。

条例を制定すれば、また認定 NPO 法人や「控除対象 NPO 法人」になれば、自然と寄附が増えるというものではない。

基準や手続を厳格に進めるだけでなく, 意識改革 にも取り組んでほしい。

寄附を考えている企業などへもっとPRしてほしい。

寄附文化の発展している米国等の制度がどうなっているのか知りたい。制度が改変されたとしても,先進国並には改善されていないのではないか。

納税か寄附かを選択できるという考え方を啓発していく必要がある。また、NPO に対しても「いかにして活動財源を確保するのか」ということを考えてもらう場を作っていくことが必要である。

「あなたから寄附いただいた○○円のおかげで, ○○が実現しました。」と具体的に示してもらえれ ば、寄附する側も寄附し甲斐があるのではないか。

条例制定という「環境整備」と、市民や企業の「意 識変化」、そして NPO の「意欲・努力・能力」が 合わさって、寄附は促進される。

本市の考え方

市民が主体となって行う公益的な活動に対して、 市民が寄附を行うことで、その活動を支援すること が重要であり、寄附を受けるNPO法人の活動のた めだけではなく、市民の寄附意識の醸成を図る取組 を進めてまいります。 条例について学んだり、組織の寄附獲得のためのスキルを磨く機会(セミナーや研究会等)を設ける必要がある。また、NPOの組織内でも、寄附集めを「片手間」ではなく、経営戦略に組み込むことが必要である。

「認定NPO法人への移行に向けた講座」や「会計等に関する専門家による個別相談会」を実施するなど、きめ細かいサポートを行ってまいります。

外国における寄附をすれば、その税は納めなくて もよいとか、また寄附の領収書を持っていけば税を 返還してもらえるとか、簡単な手続にすれば、もっ と寄附文化が醸成されるのではないか。

御意見・御要望につきましては、制度運用の際の 参考とさせていただきます。

「協働」や「パートナーシップ」を唱えながら、 実態は「下請」としてしか意識していないような言動や委託費の実態など、行政の考え方を変える必要がある。

NPO を理解するためにも、行政に携わる職員が個人として積極的にNPO活動を行うことを期待したい。

| 意見の要旨 | 本市の考え方 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 認定機関が国税局から地方自治体に移行したこ | 住民の皆様に身近な地方自治体がNPO関係事 |
| とにより、よりきめ細かいサポートが期待できる。 | │ │務を一元的に実施することとなり,今後とも,ニー |
| NPO法人の活動の強化・促進については、寄附 | ズに即したきめ細かな支援に努めてまいります。 |
| 金に関する制度以外においても検討を進めてほし | |
| ٧٠ _° | |
| 認定NPO法人の認定要件にもあるが、宗教の教 | 認定基準においては、宗教の教義を広め、儀式行 |
| 義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成す | 事を行い, 及び信者を教化育成する活動を行ってい |
| ることはよくないと思う。 | ないことが要件とされています。今回の個別指定制 |
| | 度の基準においても要件としています。 |
| 税制面の書類作成をはじめとする事務・経理処理 | 申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度 |
| の専門性に欠ける部分をいかにサポートしていた | の活用の推進に必要なことと考えており,本市所轄 |
| だけるかが心配。認定後の事務作業の大変さを考え | 法人の場合,本市に既に提出している書類を申請書 |
| ると認定を取ることを躊躇してしまう。 | 類から省略することとしています。 |
| 現在申請手続を進めているが,提出する書類が多 | また、府市で書式や関係書類の共通化を図るな |
| すぎ, 何度も問合せをしたり, 足を運ばないと理解 | ど、可能な限り、NPO法人の事務負担の軽減を図 |
| できないところがある。 | ってまいります。 |
| NPO法人の設立講座がよく開催されていて素 | 今後とも,市民活動総合センターにおいて,ニー |
| 晴らしい。 | ズに応じた講座等の開設を実施してまいります。 |
| 月々1000 円といった額を納税と合わせて天引き | 御意見・御要望につきましては、制度運用の際の |
| されれば、苦も無く寄附ができることと思う。 | 参考とさせていただきます。 |
| 年額の領収書などが送られてきて, 年末調整など | |
| で還付される額のうち寄附に充てることができる | |
| など、寄附を集めやすい体制を考えてほしい。 | |
| 健全な運営, 持続的な活動に向けて, まとまった | |
| 資金や経済活動を推進するべきである。事務所を作 | |
| るにも、何らかの活動をするにも無報酬や持ち出し | |
| では活動できる範囲は限られてくる。安定した運営 | |
| のためにも経済活動をもう少し考慮してはどうか。 | |
| もっと企業からの多額の寄附も扱えるような制 | |
| 度ができることを望む。 | |
| NPO にとって、企業からのある程度まとまった | |
| 額の寄附は大きいものである一方、企業にとっても | |
| CSR の観点から NPO との協働や寄附の促進は重 | |

要であり、また、損金算入というメリットもある。